

若桜町長 上川 元 張 様
若桜町議会議長 川 上 守 様

若桜町監査委員 谷口 秀昭

若桜町監査委員 山根 典明

定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 令和8年6月26日（金）
午後1時30分から午後4時15分
（わかさこども園）午後1時30分から午後2時30分
（ゆはら温泉）午後2時40分頃から午後3時10分
（町民課）午後3時30分頃から午後4時15分
- 2 実施場所 わかさこども園、ゆはら温泉及び議員全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 町民課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について関係書類等を調査するとともに、職員から口述等を求めて実施した。
 - （1）かがやけ未来！子ども・子育て応援祝金の支給状況等につて
 - （2）子育て応援給付金の支給状況等について
 - （3）特定空家等除却事業補助金の交付状況について
 - （4）工事等の執行状況について
 - （5）わかさこども園に勤務する職員の勤務状況について
 - （6）わかさこども園の実状（園児、待機児童等）等について
 - （7）ゆはら温泉の現金の管理、保管方法等について
 - （8）その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - （1）3（1）（2）（3）については、目的に沿って執行されているか。
 - （2）3（4）については、所管する工事や事業の進ちょく状況は適当か。また、契約の履行が確実に行われているか。
 - （3）3（5）については、職員の勤務状況は適正か。
 - （4）3（7）については、ゆはら温泉の現金取扱事務は、適正に行われているか。

5 監査の結果 (1) 3 (1) ～ (8) について、特に指摘事項なし。

以上